

# ブルーベリー栽培士資格認定制度規則

栽培士資格認定制度の実施にあたっては、一般社団法人日本ブルーベリー協会定款第4条8項及び第32条の規定に基づき、ブルーベリー栽培士資格審査委員会（以下審査委員会という）を設置し運営にあたる。その運営は本規則および細則の規定による。

## 第1条　目的

ブルーベリー栽培の技術向上と地域の振興をはかるため、栽培技術指導者の資格認定制度を確立し、産業の発展に資するものとする。

## 第2条　ブルーベリー栽培士の資格認定手続き

### 1 推薦の方法：ブルーベリー栽培士にふさわしい候補者の推薦は次の通りとする。

- (1) 日本ブルーベリー協会理事の推薦
- (2) 日本ブルーベリー協会会長の推薦
- (3) 農業団体等の責任者の推薦

なお、推薦にあたり、推薦者は日本ブルーベリー協会に、推薦書と被推薦者（候補者本人）の同意書を提出するものとする。

### 2 候補者の推薦及び申請時期

推薦の申請及び更新申請は毎年1月1日～3月31日までとする。

### 3 審査時期

新規および更新審査は4月1日～7月31日の期間内に行う。

### 4 審査の方法

日本ブルーベリー協会は、ブルーベリー栽培士資格認定審査委員会を設け、推薦された候補者の書類審査とともに現地審査を行う。審査にあたっては、認定基準をもとに適否を検討する。ブルーベリー栽培士としてふさわしいと認められた場合は、審査委員会委員長が文書で日本ブルーベリー協会会長に上申する。

### 5 認定審査基準

審査に必要な認定条件は次のとおりとする。

- (1) 日本ブルーベリー協会の会員年数が5年以上であること
- (2) ブルーベリー栽培に高度な技術と知識を有し、経験年数が10年以上であること

(3) 3親等以内の会員の家族又は従業員（以下「家族会員等」という。）が栽培士資格認定を受けようとするときは、家族会員等の会員年数は会員の会員年数とみなす。なお、家族会員等は新規に会員にならなければならない。

(4) 前条（2）の規定は、資格認定制度規則の改正をもって施行する。

(5) ブルーベリーの栽培面積がおおむね 10a 以上であること

(6) 日本ブルーベリー協会主催の資格認定講習会に参加していること

(7) 日本ブルーベリー協会主催のシンポジウム・研究会等に参加していること

(8) 地域で栽培指導を実施したことがあること

(9) 地方公共機関の普及員や研究員等、特殊な技量（植栽・剪定・接ぎ木・挿し木等の技能）を有すると委員会が認めた者は、上記の（3）の基準は適用しない

## 6 認定の方法

(1) 委員長は、審査委員会で適格と認められた候補者を上申し、日本ブルーベリー協会会長は「ブルーベリー栽培士」として認定する

(2) 認定証の発行・・・新規及び更新発行はともに毎年 9 月 1 日とする

(3) 認定証の交付・・・新規及び更新の認定証交付は毎年定例総会時とする  
全ての審査はその年の総会までに完了するものとする。

## 7 認定資格の有効期間および喪失

ブルーベリー栽培士資格の有効期間は、認定証発行日から 5 年間とする。

栽培士資格は次の事由により、その資格を喪失するものとする。

ただし、下記の行為者は協会より資格喪失の通知を行う。

(1) 日本ブルーベリー協会会員の資格を喪失したとき

(2) 所定の期日までに認定更新を申請しなかったとき

(3) ブルーベリー栽培士としてふさわしくない行為のあったとき

## 8 認定料等にかかる費用

(1) ブルーベリー栽培士認定証の交付を受けるものは、認定料として 50,000 円を納入する。

(2) 現地審査に要する審査委員の交通費（実費）等は協会に納入しなければならない。

(3) 既納の認定料はいかなる理由があっても返却しない。

(4) 資格認定講習会の講習料は 20,000 円とする。

## 9 更新手続き

- (1) 更新を希望する者はブルーベリー栽培士審査委員会に申請書を提出する。
- (2) ブルーベリー栽培士認定証を更新する場合は、更新料（資格認定講習会の受講料を含む）として 20,000 円を納入する。
- (3) ブルーベリー栽培士認定制度に準ずる。

## 第3条 栽培士の活動

日本ブルーベリー協会は認定したブルーベリー栽培士をブルーベリー関係者に広く紹介していくものとする。また、栽培士はそれぞれの地域において技術の高位平準化にむけた普及、担い手の育成にたずさわるとともに日本ブルーベリー協会、関係機関が行う活動に向けて必要に応じた助言等を行う。

## 第4条 規則の廃止及び改正

本規則の廃止及び改正は理事会で審議し、その承認による。

### 付則

本規則は、平成 21 年 10 月 3 日から実行する。

### 改正

平成 27 年 4 月 1 日法人化に伴い必要な文言を改める。

本規則は、令和 2 年 1 月 18 日から実行する。

本規則は、令和 4 年 3 月 19 日から実行する。

本規則は、令和 7 年 3 月 15 日から実行する。